

# 特殊車両取り締まり

～ 道路の安全を守るために ～

7/14（水）西川町水沢の国道112号で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の取り締まりを行いました。私たちが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する車両は道路法では原則通行が禁止されています。

寒河江国道維持出張所では、道路構造の保全と交通の危険防止のため、定期的に指導・取り締まりを実施しています。

## 特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ・および総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えたり、橋・高架の道路・トンネルなどで総重量・高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには「**特殊車両通行許可**」が必要になります。

### ■貨物が特殊な車両

①海上コンテナ用セミトレーラ



②重量物運搬用セミトレーラ



③ポールトレーラ



### ■単車

トラッククレーン

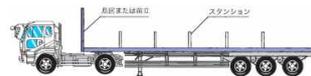


### ■追加3車種

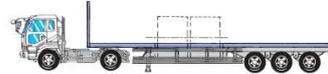
①あおり型セミトレーラ



②スタンション型セミトレーラ



③船底型セミトレーラ  
タイプⅠ



タイプⅡ

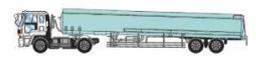


### ■特例5車種

①バン型セミトレーラ



②タンク型セミトレーラ



③幌枠型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



⑥フルトレーラ



※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが①～⑤に該当すればよい。

## 一般的制限値とは

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「**一般的制限値**」といいます。



道路には高さが制限されているトンネルなど、通行できない場所があります。無理に通行すると道路附属物を損傷し、他の通行の妨げになりますので、基準値を超える車両を運転しようとするときは**特殊車両許可申請**をお願いします。

		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上
	輪荷重	5.0 t

原則、表の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、通行許可が必要です

# 取り締まりのようす



マットスケール  
(はかり)



**1** マットスケールに車体を乗せ  
総重量を測定

「自動車運搬用セミトレーラ」が  
通行しようとやって来ました  
**1**～**3**の手順で、  
指導・取り締まりを行います



**2** 車体の高さ・幅・長さを測定

**3** 通行許可証の有無、内容を確認  
許可内容と車両・通行経路に相違が無いか  
細かく調べます



確認OK、安全運転で目的地へ！

特殊車両で通行する際は『特殊車両通行許可』をとり、安全に通行しましょう

国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください！

～明日をひらく 人とともに 地域とともに～



国土交通省  
山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所  
(住所) 〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1  
(TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchosagaeiji/>

国土交通省 山形県内情報サイト  
(幹線国道ライブカメラなど)  
<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>



道路の異状を発見したら

#から始まる  
この番号へ

道路緊急ダイヤル **#9910**  
全国共通24時間受付無料